

掛川市条例第49号

掛川市戸別浄化槽条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月25日

掛川市長

(別紙)

掛川市戸別浄化槽条例の一部を改正する条例

掛川市戸別浄化槽条例（平成17年掛川市条例第101号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
(使用料の算定方法) 第29条 使用料の額は、1月につき、別表第2に定める額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 2 （略）	(使用料の算定方法) 第29条 使用料の額は、1月につき、別表第2に定める額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（その額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。 2 （略）

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。